

香川県におけるイイダコ釣りのルールに関するご意見とそれに対する香川海区漁業調整委員会の考え方

令和8年5月2日から令和8年5月15日まで、香川県におけるイイダコ釣りのルールについて意見を募集したところ、6者からのご意見が寄せられました。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する香川海区漁業調整委員会の考え方とあわせて以下に示します。なお、案と直接関係のないと考えられるご意見については公表していません。

区分	ご意見（要約）	ご意見に対する香川海区漁業調整委員会の考え方
規制内容に対する賛成	イイダコ資源も少しずつ増えているように感じるので、現在の「9月1日から10月15日まで、午前0時から正午まで」とするルールを継続することについては賛成である。	今回の委員会指示案の参考とさせていただきます。
釣りができる時間の見直し	早朝はイイダコが活発な時間帯であり、小型個体の保護のために漁業者が再放流したイイダコが短時間で集中的に採捕され、資源管理の効果が失われかねないので、時間設定については「午前10時から正午まで」に見直してほしい。	今回の委員会指示案は、これまで協力ベースで取り組んできた期間・時間制限を公的なルールとして明確化し、実効性の確保を図るものです。 時間設定については、資源保護の効果を確保しつつ、過度な規制とならないよう、釣りの実態やルールの実効性も踏まえて総合的に判断する必要があります。 ご指摘の趣旨は理解しますが、早朝の時間帯に採捕圧が集中していることや、開始時刻を午前10時に限定することの効果について、現時点で十分な知見が得られているとはいえないことから、今回は原案の時間設定を基本とさせていただきます。 なお、今後の資源状況や採捕実態等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討してまいります。

区分	ご意見（要約）	ご意見に対する香川海区漁業調整委員会の考え方
釣りができる時期の見直し	9月頃のイイダコは小さいので、資源保護の効果を高めるために、釣りができる時期は 10/15～11/30 頃に遅らせた方がよいのではないか。	<p>今回の委員会指示案は、まずはこれまで協力ベースで取り組んできた期間・時間のルールを公的なものとして明確化し、実効性の確保を図るものです。</p> <p>時期の設定については、資源保護の効果に加え、実効性や漁場利用の状況なども踏まえて検討する必要があります。</p> <p>開始時期を遅らせることによる資源保護効果や利用状況への影響について、現時点で十分な知見が得られているとはいえないことから、今回は原案の期間設定を基本とさせていただきます。</p> <p>なお、今後の資源状況や採捕実態等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討してまいります。</p>
規制手法	採捕数量の上限や使用する釣り具の制限など、ほかの規制手法も検討してほしい。	<p>今回の委員会指示案は、まずはこれまで協力ベースで取り組んできた期間・時間のルールを公的なものとして明確化し、実効性の確保を図るものです。</p> <p>採捕数量の上限や使用する釣り具の制限などについては、確認方法や運用面で課題があるため、今回の委員会指示案には盛り込んでいません。いただいたご意見を踏まえ、必要最小限の採捕や釣り具の適正な使用、遺失防止などについて、今回のルールと合わせて周知してまいります。</p> <p>また、その他の手法についても、今後の資源状況や採捕実態等を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。</p>

区分	ご意見（要約）	ご意見に対する香川海区漁業調整委員会の考え方
取締り・罰則による実効性の確保	規制を設ける以上、ルールが形骸化しないよう、取締りや罰則を含めて実効性をしっかり確保してほしい。	<p>今回の委員会指示は、これまで協力ベースでお願いしてきたルールを公的なものとして明確化し、遵守の徹底を図るものです。ルールの実効性を確保するため、関係者への周知啓発や、関係機関と連携した現場での指導に努めてまいります。</p> <p>なお、委員会指示そのものに直ちに罰則があるわけではありませんが、委員会指示に従わない場合には、海区漁業調整委員会が知事に対して命令の発出を申請し、当該知事命令に違反した場合には罰則が適用される仕組みとなっています。</p>
釣りの全面禁止	個体数がこれほど減少しているのに、釣りを続けたいという声があることに、同じ釣り人として理解に苦しむ。遊漁船やプレジャーボートによるイダコ釣りは、年単位の禁漁措置を検討してもよいのでは。	<p>今回の委員会指示案は、まずはこれまで協力ベースで取り組んできた期間・時間のルールを公的なものとして明確化するものです。さらなる規制強化については、今後の資源状況や採捕実態等を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。</p>
漁業に対する規制強化	漁業による資源への影響も大きいと思うので、遊漁だけを規制するのではなく、漁獲サイズの制限など、漁業への規制も必要ではないか。プロ・アマ双方を含めた総合的な資源管理を進めるべきである。	<p>漁業については、漁業許可や関係法令に基づく一定の規制に加え、漁業者間の相互監視のもとで、一定期間※の採捕自粛（再放流）などの自主的な資源保護の取組が行われています。</p> <p>（※小型個体の保護等のため、県下全地区で8～9月（東讃地区では8月～12月15日）に再放流を実施しているほか、東讃地区では4～7月に雌ダコを再放流。）</p> <p>また、産卵床となる貝殻に卵を産み付けたイダコの放流など、資源増殖の取組も行われています。一方で、遊漁については、これまで協力ベースでお願いしてきた内容を明確なルールとして位置付ける必要があると判断し、今回の委員会指示案をお示ししています。</p> <p>漁業に関する更なる規制等についても、今後の資源状況や漁獲実態等を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。</p>

区分	ご意見（要約）	ご意見に対する香川海区漁業調整委員会の考え方
安全面への配慮	釣りができる時期や時間帯を厳格化すると、夜間や早朝などに無理な出船や運航が生じるおそれがあるため、安全面への配慮も必要である。	規制の運用にあたっては、漁場利用における安全の確保も重要であると考えています。いただいたご意見については、関係者への周知にあたっての参考とさせていただきます。
資源増殖・生息環境改善	採捕規制だけでなく、魚礁整備、産卵場整備、捕食者対策、海域環境の在り方など、イイダコを増やすための取組もあわせて進めるべきである。	資源の維持・回復のためには、採捕規制に加え、資源状況や生息環境に関する知見の収集・把握、資源増殖や生息環境の改善に向けた取組も重要であると考えています。現在、県と漁業者が連携し、産卵床となる貝殻に卵を産み付けたイイダコの放流など、資源増殖の取組も進めています。いただいたご意見は、今回の委員会指示案に直接反映するものではありませんが、今後の取組の参考とさせていただきます。